

あなたと市議会を結ぶ

かつらぎ

議会だより

No.16

2015年3月1日発行



▲葛城市地域防災訓練に参加



▲荒井知事へ新年挨拶（正副議長）



▲葛城市成人式



▲葛城市民駅伝・マラソン大会

12月議会（12月9日～12月19日）議案の審査と結果

8人の議員が一般質問で市政を問う

付託議案等の審査 常任委員会で質疑

議員提出議案（住民投票条例の制定について）の審議結果

議員トピックス（市内施設工事現場へ視察、市出初式に参列等）

■発行 葛城市議会 ■編集 議会だより編集委員会

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地 TEL.0745-69-3001

<http://www.city.katsuragi.nara.jp/>

本会議や委員会の詳しい内容につきましては、市ホームページの「葛城市議会」に会議録を順次掲載します

議案審査

平成26年第4回定例会を12月9日から19日までの会期で開催し、平成26年度補正予算や条例改正、議員提出議案など様々な議案を審査しました。

議会審議日程

12月1日 議会運営委員会

平成26年第4回定例会

12月9日 本会議（議案提案）

11日 本会議（一般質問）

12日 本会議（一般質問）

16日 総務建設常任委員会

17日 厚生文教常任委員会

19日 議会運営委員会

（追加議案提案）

19日 本会議（議案採決）

議案の主な内容と結果

各委員会への付託議案の審査内容は9ページ～13ページをご覧ください。

人事案件

議第45号 葛城市教育委員会委員の任命について

本会議で全会一致により同意

和田 治 氏（染野）

総務建設常任委員会に付託し、審査の後、本会議で賛成多数により可決

「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」の改正により、合併特例債の発行期限が10年間から15年間に延長されたことに伴い、新市建設計画の期限を本年度から平成31年度までに延長するため、「市町村の合併の特例に関する法律」の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

専決処分案件

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度葛城市一般会計補正予算（第3号）について）

本会議で全会一致により承認

条例関係

議第48号 葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定することについて

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

議第47号 葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定することについて

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

議第47号と同様に「第3次一括法」の公布による「介護保険法」の改正に伴い、これまで厚生労働省令で定められていた「地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準」について、市町村の条例で定めることとなったため、本条例を制定するものです。

事業計画

議第46号 新市建設計画の変更について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関

議第49号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について

総務建設常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

国の給与改定に準じて、本市の議会議員の期末手当を引き上げる改正を行うものです。

議第50号 葛城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するについて

総務建設常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

国の給与改定に準じて、本市の常勤の特別職の期末手当及び地域手当を引き上げる改正を行うものです。

議第51号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

総務建設常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

国の給与改定に準じて、本市の一般職の職員の給料、通勤手当、勤勉手当を引き上げるとともに、平成27年4月からは給与制度の総合的な見直しとして、給料表の水準を引き下げる改正等を行うものです。

議第52号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正するについて

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度における掛金の額の見直し、及び出産育児一時金の総額を42万円に維持する方針が決定されたことによる「健康保険法施行令」の改正に伴い、本条例の出産育児一時金の額の改正を行うものです。

議第53号 葛城市水洗便所改造助成条例の一部を改正するについて

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

既設のくみ取便所を水洗便所に改造するための助成金について、供用開始告示後3年以内に水洗便所に改造しようとする者に加え、3年を超える場合においても平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年以内に工事完了検査に合格した者を助成の対象とするものです。

予算関係

議第54号 平成26年度葛城市一般会計補正予算(第4号)の議決について

二つの常任委員会に関係部分を分割付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

人事院勧告及び職員の人事異動等に伴う人件費の補正、総務費では4月執行予定の統一地方選挙に伴う奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙に係る執行経費、地域公共交通活性化協議会への補助金、民生費では国庫負担金の前年度確定に伴う精算返還金、衛生費では次世代自動車充電インフラ整備に伴う工事請負費、土木費では道路新設改良事業に係る工事請負費の追加、教育費では公民館分館等施設設備整備事業補助金の

追加などで、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,893万7千円を増額するものです。

議第55号 平成26年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議決について

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

平成25年度の国庫負担金等の精算に伴う返還金及び後期高齢者支援金等の追加、介護納付金の減額等により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,391万5千円を増額するものです。

議第56号 平成26年度葛城市介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決について

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

地域支援事業費において人事院勧告に伴う人件費の追加、報酬の減額、任意事業費委託料の追加等、また、

12月議会の議案審査

歳入は、基金繰入金の追加、市債の減額等により、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ171万2千円を減額するものです。

また、介護サービス事業勘定では、賃金の追加及び委託料の減額によるものですが、歳入歳出予算の総額に増減はありません。

議第57号 平成26年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

人事異動等に伴う人件費の追加等により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を増額するものです。

議第58号 平成26年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

嘱託員報酬の減額並びに賃金、需用費及び委託料の追加等を行うもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ271万9千円を減額するものです。第2条では、学校給食センター調理等業務委託料として、平成27年度から平成32年度までの6カ年度の限度額を定め、債務負担行為の設定を行うものです。

議第59号 平成26年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）の議決について

総務建設常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

住宅新築資金等貸付金回収管理組合からの配分金の増額に伴う、一般会計への繰出を行うための追加により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万円を増額するものです。

議第60号 平成26年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

可決

霊苑返還申出者の増による霊苑償還金の追加により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万円を増額するものです。

議第61号 平成26年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決について

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

人事院勧告に伴う人件費の追加及び需用費の減額によるものですが、歳入歳出予算の総額に増減はありません。

議第62号 平成26年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について

厚生文教常任委員会に付託し、審査の後、本会議で全会一致により可決

人事異動に伴う人件費の減額等により、水道事業費用で、896万2千円を減額するものです。

議員提出議案

発議第9号 地域活性化事業・新道の駅建設の賛否を問う住民投票条例を制定することについて

本会議で賛成少数により否決

詳細につきましては14ページをご覧ください。

意見書

次の意見書を本会議で全会一致で可決し、内閣総理大臣関係機関に送付いたしました。

■「女性が輝く社会」の実現に関する意見書

※本会議及び委員会（一部除く）は傍聴することができます。みなさんの生活に直結した重要な問題などの審議の内容や市政を身近に知るため、また議員の活動や市議会の様子を知る良い機会ですので、ぜひお越しください。詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

ここが聞きたい 一般質問



増田 順弘

地方創生について

問 世界に先駆けて起きている、日本の人口減少、高齢化社会の立て直しを目的とする地方創生に関する2法案の内容について

答 国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活が営めるよう、地域の実情に応じ環境を整備することを基本理念としている。

また、この制度は積極的に取り組む市町村に対して、国の支援が受けられる仕組みとなっている。

問 葛城市の人口は、わずかではあるが増加をしている。今年12月1日時点で3万7千人を超え、増加人数では県下でも上位3番目に位置している。これは、あらゆる面での「住みやすさ」の結果であると思う。

しかし、この本市の人口増加を分析してみると65歳以上の人口増加が千五百人余り増加、15歳以上64歳以下の人口が千人減少という内容。今後の本市の高齢化対策、人口減少対策として、「住みやすさ」をアピールすべきと思うが。

答 本市は、自然環境や歴史遺産また、公共料金、教育環境など、多くすぐれた環境や施設が整っている。今後は様々な方面からアピールをしたいと考えている。

問 市の事業は合併特例債等の有利な手法を活用して順調に事業を進めているが、国や県の施設誘致は、県内の他の市よりも劣っていると思うが。

答 現在、本市には県の施設として社会教育センター以外にはございません。今後は機会あるごとに要望してまいりたいと考えている。

問 市から見た地方、つまり大字への支援について、大字間の財政状況は大きな格差があるが、市からの交付金配分について、格差是正の見直しはできないか。

市長 高齢者に優しい街はもちろん、生産人口を呼び込む施策も必要と思っている。また施設の誘致についても、国、県に働き掛けていく。大字の格差是正についても区長会とも相談していく。

増田 ベストセラー「地方消滅」にもあるように、このままでは地方は危機的状況になる。今後は危機感をもって前向きな取り組みをお願いする。



吉村 優子

「葛城山麓ウォーク」を実施して

問 11月23日に開催の「葛城山麓ウォーク」についての内容は。

答 葛城山麓7地区（平岡・梅室・山口・山田・南藤井・笛吹・寺口）の区長・有志で設立の葛城山麓協議会が主催、葛城市をはじめ、近畿日本鉄道・奈良交通など多くの各行政・団体・会社等に後援支援頂き、市外県外より1200名の参加者が近畿自然歩道をベースに10kmをウォーク。各地区で考えられた自慢のふりまい（新米・桑茶・そば・どんぐりコーヒー・地元野菜を使った豚汁乳飲料など）で参加者をもてなした。

問 JR西日本発行の冊子にも大きく取り上げられ、予想をはるかに超える参加者で、用意していた試食はあっという間に無くなる等課題は残るものの、イベント自体は地域の再発見と共に、おもてなしにも自信が持てるイベントとなった。今後も継続するのか。予算付けも願いたい。

答 市としては参加者が満足していただけるよう、システムづくりを考え、地域の方々と相談しながら本当

にやらねばならないのであれば、国や県の助成金、なければ市からの助成もしたい。

空き家対策について

問 国は地方創生をうたい、地方の人口増加とともに地方の活性化を目指している。ただ現状は高齢化が進み、また若い世代が結婚や就職で市外で居を構える等、市内でも空き家が目立つようになったと感ずる。そんな中、国は11月27日に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を公布。これは全国的に空き家の増加と共に諸問題が生じている表れである。そこで『空き家バンク』を開設し市のホームページに掲載し、利用者を募っては。また耕作放棄地も多いため、クラインガルテン（宿泊型農地）としての利用等も考えるべき。

答 空き家バンクや空き農地バンクについてはある大字でお話しするが進まない。環境づくりの方も行政も後押しして是非進めたい。

吉村 まずは『空き家バンク』を開設し、貸しますという方の例を見ていただき、他の受け入れも促すようにすべき。これから空き家になる方への相談窓口にもなる。防犯・防災・環境等のためにも、空き家対策には早急に取り組んでいただきたい。

※一般質問の内容については本人の責任において会議録を要約したものです。



西井 覚

市長の出張について

問 市長の公務の内容や出張中の決裁などの対応について

答 市長の公務出張につきましては、市内外の出張を含め複数多岐にわたっています。各種団体の会合への出席や県市長会・近畿市長会・全国市長会への出席、それと欠かせないのが県や国会議員、各省庁への陳情などです。一つ一つ精査し、市にとってより有益な出張を心掛けていきます。また、決裁につきましては、事前に職員に対し、不在の旨の周知を徹底し対応するとともに、重要な案件につきましては、事前に庁議を行う等、組織としての機能を見失うことなく対応しております。

問 出張の成果について。また、市長が直接出向くことによるメリットについて

答 本年度当初、文部科学省の給食センター建設に係る交付金が、4月に突然の不採択通知を受け急遽上京、陳情した結果、倍の1億5千万円もつきました。この交付金は、県内の他自治体も要望していたが不

採択のままになっていました。本市が粘り強く陳情にあがった成果によるものであります。他に、ICTまちづくり推進事業委託金、約3千万円やがんばる地域交付金で約5億の交付金もいただいています。

市長が出向くメリットは、山下和弥個人では面会していただけない方も「葛城市長」という肩書で会っていただけです。その際、色々なお話や経験・要望等ができることは、非常にありがたいことです。

市長 葛城市のためなら誰にでも会いに行きますし、頭も下げる覚悟です。平成24年度、春に開催しました大相撲巡業葛城場所は、平成23年度から度々、日本相撲協会に働きかけ、みなさんのご理解とご協力により、相撲発祥の地で開催出来たのも大きな成果の一つであります。本市で抱えている様々な問題等を、何度も何度もしっかり国会議員や各省庁等に陳情に回らなければ実現しないことを痛切に感じています。

西井 出張が無駄ではないことがよく理解できました。今後市長の選挙公約にありました「葛城市を日本一のまちにする」という意気込みで、市民生活が向上するよう引き続き努力をしていただきたいと思います。



内野 悦子

認知症対策について

問 現在、認知症に対する認識が、

広まりつつあり、今後認知症の方が増加していくことが見込まれる。本市の認知症患者の推移は。

答 平成27年度では895人、高齢化が進む平成37年では、約1,366人に達すると思われる。

問 認知症対策と対応は。

答 地域包括センターでの相談、要介護認定調査時による発見、民生委員からの相談などを受け基本チェックリストの回答結果から早期発見に努めている。又予備軍の方へは、予防教室への参加を推進している。

問 認知症徘徊者対策は。

答 今後増加も予測される中、地域における見守り体制の構築を進め、徘徊者を、早期発見できる仕組みを考えていく。

問 認知症サポーターとは、認知症

について正しく理解し、認知症の方と家族を温かく見守り支援する応援者です。本市においてのサポーター数と今後の取り組みについて。

答 サポーター数は、292人で、今

後は、小・中学校、地域公民館等で開催しサポーター数を増やしていく。**市長** 市職員を始め多くの方に、サポーターになって頂けるよう努めていく。

胃がん対策について

内野 胃がんは、ピロリ菌除菌でなくせる。20歳から30代に除菌すれば、ほぼ100%胃がんは抑えられ、何歳であっても除菌による胃がんの抑制効果はある。

問 胃がん早期発見、早期治療の為

胃がん検診とは別にピロリ菌検査と除菌を、胃がん検診の予防対策として考えて頂けるか。

答 ピロリ菌検査や除菌医療は任意型検診となる。ピロリ菌は胃の粘膜に住み着いており慢性胃炎、胃潰瘍や十二指腸潰瘍の90%以上がピロリ菌陽性を示している。最近になり胃がん発症に大きく関係していることが分かった。

内野 高槻市では、中学2年生を対象にピロリ菌抗体の有無を調べる検査から治療までをサポートしている。又年齢対象による自己負担500円でのピロリ菌抗体検査を受けられる。

市長 高槻市に聞きそのうえで、今後研究をしてみたいと思う。

*一般質問の内容については本人の責任において会議録を要約したものです。



阿古 和彦

防災にゆきと街づくり

ミニ開発について

問 近年葛城市では、小さな区域の住宅開発が多くなっています。

答 ミニ開発（一九七〇年の後半頃から使われ出した言葉で明確な定義はなく、都市計画区域の3千㎡未満の土地開発行為を意味して）の状況は、

問 平成21年は4件、平成22年は12件、平成23年は8件、平成24年は13件、平成25年は19件、平成26年（11月末現在）6件となっている。

問 無秩序な開発をしない為に昭和44年に都市計画法が制定され、それを補填する形で開発許可制度（県の許可）があります。1年毎の開発許可なのですが、3千㎡を区切りに大きく内容が異なります。都市計画法でいえば、公園や調整池の整備等が、ミニ開発が隣接して複数年にまたがってパッチワークの様に行われる事によって、本来その区域として必要とされる設備や施設の整備がされないことが懸念されます。葛城市の開発指導の状況は。

答 開発面積が3千㎡を超える場合、面積の3%以上の公園、調整池の整備となるが、それ以下の開発面積では県の許可という理由で処置はしていない。

問 県外の他市の開発指導要綱では、開発区域の面積が3千㎡未満の開発についても、快適に住みよい街づくり秩序ある都市形成を推進する為に、3年未満の連続的な開発地については、一体開発とみなすとの指導をしているが。

答 高田土木管内（4市4町）の中にも調整池については県の審査基準より厳しく指導をしている市がある。今後県とも十分に相談して、指導要綱の改正が出来るよう努力していく。

阿古 近年のゲリラ豪雨の頻繁な発生、また東南海地震も予想されています。雨水の一時的な溜め池の整備や、災害時の避難場所として普段の憩いの場所としての公園の整備が求められます。ミニ住宅開発では、行き止まりの道も多くあり、緊急車両（救急車、消防車）の通行の問題や災害時の避難路が一方に限られる等も懸念されます。ループ型の道の整備も含め、ミニ住宅開発の問題点を精査し、市の開発指導要綱の改正検討が必要です。



岡本 吉司

地域活性化事業 新道の駅について

一般質問の中

問 私の3月議会の一般質問の中で、新道の駅事業における道の駅部分は道路事業、また農産物直売所加工施設等の部分については、前担当部長は都市計画法に基づき、公園事業で用地買収を行い、施設事業については公園事業で実施すると明言された。9月議会の白石議員の一般質問の中では、現担当部長は公園事業は誤りであり、正しくは、都市再生整備事業で実施する旨答弁された。私の質問から、半年もたっていないうちになぜ、このような異なった事業になるのか。

答 9月議会で白石議員にも答弁した通り、なぜ前部長が公園事業と言ったのか理解できない。農産物直売所、加工場施設は都市再生整備事業、道路付属施設は、社会資本総合整備事業で実施する。前部長の答弁は誤りである。

問 なぜこの様な事になったのか、国の補助事業は5年計画になっており途中で変わる事はない。当初からきちんと計画が出来ていないと以前から指摘しておるが。

市長 前部長に事業手法を整えてもらっている中で、打ち合せもしていたが、このままでは事業が出来ない事があり、改めて9月議会でお詫びを申し上げた。用地買収、また事業計画等を進める中での錯誤であったというふうに思っている。

岡本 私は、道の駅事業で質問し、事業の内容が半年もたない内に、いとも簡単に誤りでしたと、市長、部長も答弁されたが、今後事業がほんとうに計画通りに進展していくのか心配である。もっと補助事業がどういうものか、しっかりと検証すべきと、考える。

また、現在計画されている道の駅事業区域、3万3千㎡は、本年5月に葛城市が作成し、各家庭に配布された、防災ガイドマップには、土砂災害警戒区域になっている。土砂災害とは、土石流、地滑り、急傾斜地の崩壊、こういふことが、土砂災害とうたわれている。そのおそれのある区域ということの推定がされている場所に、大勢の人が集まる場所として、本当に適地であるのか検討すべき大きな問題と考える。

※一般質問の内容については本人の責任において会議録を要約したものです。

ここが聞きたい 一般質問



藤井 浩

布施城跡について

問 観光マップにも掲載があり、昨今「城ブーム」だが、布施城跡の考え方と今後の方針は。

答 戦国時代に現在の新庄地域を拠点とする武士、布施氏が築いたすぐれた山城跡。後世に伝えるべく、将来に残していくべき城郭遺跡と考えられる。今後は消極的かもしれないが復元工事等を行なうよりも今の状態が望ましいと考える。

問 全国山城サミットへの加入は。検討もよいのではと考える。

小中学校エアコン設置について

問 平成26年の調査では全国の小中学校の普通教室の約1/3でエアコン（冷房）が設置されている。この数字は10年前の約5倍だ。環境が大きく変化している。この提案を再三おこなってきたが現在の考え方は。

答 合併当初からの整備方針に従い児童・生徒の安全性を第一に耐震工事を優先的に実施してきた。全国的には設置する市町村が増えているが、葛城市として多額の費用やランニングコストが大きな課題である。

問 平成24年度から葛城市の小中学校で夏休みを短縮し、2学期を早められたが、現在の奈良県の状況は。

答 条例、規則を整備し実施しているのは葛城市だけである。

すまじら葛城市住宅取得事業について

問 内容は。

答 定住促進のため対象を転入・市内在住問わず新築2万円。中古住宅1万円を補助するもの。

問 既に実施している他市では条件を設け10万〜30万円を市内のみで使える商品券で渡されている。2万円の魅力は。また商品券の検討は。

答 市からは2万円だが市内金融機関4行に協力いただき住宅ローンを組まれると店頭金利から1.5%を引いてもらう他にまねのできない商品を葛城市としてはつくり上げる事ができた。例えば3千万円を30年借りた場合約860万円安くなる。

藤井本 他市の金融機関何行かに出向き住宅ローンのパンフレットをもらってここにあるが、どれを見ても店頭基準金利から1.5%から1.9%マイナスすると表示されている。

事業としてはすばらしい取組だが、今の金利情勢からいって大々的に800万円得などと言わない方がよい。



白石 栄一

新道の駅建設事業について

問 施設の規模や内容、事業手法等がコロコロ変わってきた。当初の18億円の道の駅の事業費は、どの程度膨らむのか。測量設計費（当初8千万円）、造成工事費（8億4千万円）、用地買収費（5億円）、建物の建築費（4億6千万円）はこの程度増えるのか。

答 今議会で、新市建設計画の補正をお願いしているので、具体的な金額は言えないが、20億円余りである。測量設計費は、1億4千万円程度を執行している。造成工事は、減額を予定している。建築費は、当初、建築面積2,210㎡で5億4,200万円（坪単価約80万円）を計上、今後、床面積は3207㎡となり若干上がる。用地費は、実際の買収面積は2万9,092㎡になる。坪単価5万6,700円の予算を持っていくが、増額することになる。17日開催の総務建設常任委員会で詳しく説明させていただく。

問 道の駅と関連した吸収源対策公園緑地事業、オンラインの整備、県道の拡幅等周辺道路の整備の費用は。

答 吸収源対策は、年度内に事業費を算定する。南阪奈道路へのオンラインは、まだ煮詰まっていない、わかり次第報告する。周辺道路整備についても、現在、確定していない。

問 概算についても答えられない。トンドン市民の税金が注ぎ込まれる。億単位で事業費が膨らんできている。10億円くらい増えるのでは。

答 10億円も上がることはない。

問 「公園事業で、7万4千㎡を一体整備して、売店、飲食店等を建設する。土地は公園事業で買収した」との答弁は間違いと部長は言われた。間違いの原因は。

答 理解できないので答えられない。

問 土地の買収にともなう特別控除を受ける為に、どのような法令根拠に基いて税務署協議されたか。

答 道路法と国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場等という中で協議した。

問 道路法と都市再生整備特別措置法として協議すべきだ。租税特別措置法第34条の2、第2項第10号（1、500万円の特別控除）に明確に書かれている。変更申請すべき。

白石 変更申請はしない。

*一般質問の内容については本人の責任において会議録を要約したものです。

12月定例会各委員会報告

12月定例会

総務建設常任委員会 報告

12月16日開催

付託された6議案及び、本委員会の調査案件について、左記のとおり審査しました。

議第46号 「新市建設計画の変更について」

問 財政計画での今後10年間の財政フレームの推移について、平成24年度の前回分析と今回の分析とは、約5億円増加しているが、どのような分析をし、フレームを設定されるのか。また、前回より繰出金が約5億円減少した原因は。

答 本市の財政規模は、約120億円から130億円代とみているが、数値的な上限の積み上げの比較の中でフレームの差を設定している。条件の変化により、数値が推移しており、歳入・歳出の全般的な変化の一つの要因は、消費増税分によるものもある。また、一般会計からの繰出金の減少については、下水道事業特

別会計において公債費相当分の繰出金が平成28年度以降に右肩下がりになる見込みであるほか、国民健康保険特別会計への繰出金についても、平成29年度より国民健康保険広域化にともない各々の繰出金の減少が見込まれることによる。

問 基金残高の減少は、平成35年度以降も毎年続く傾向にあるのか。このまま減少を続けるとなると、現在の財政フレームのままではいずれ口になるのではないか。

答 普通交付税においては、本年度より一本算定にともない、合併に要する経費、3カ年で2億8,000万円分の加算措置がなされるほか、地方再生対策として、自治体が自由に使える地域生活支援交付金の創設が閣議決定される見通しがあることも報じられている。現行制度のうへに国の新たな支援措置が加わるようであるなら、収支の状況は変わると思われる。また、新市建設計画の完了にともない、平成35年度以降の公債費はピークを過ぎて右肩下がりになることから、断言はできないが、時間が経つほど負荷が少なくなるとみている。

賛成討論あり。

議第49号 「葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正するについて」

質疑、討論なし。

議第50号 「葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて」

質疑、討論なし。

議第51号 「葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」

質疑、討論なし。

議第59号 「平成26年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)の議決について」

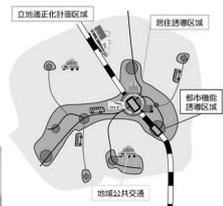
質疑、討論なし。

議第54号 「平成26年度葛城市一般会計補正予算(第4号)の議決について」

問 都市計画総務費における立地適正化計画策定調査委託料の詳細な内容は。

答 少子高齢化や人口減少による将来像を見据える中、高齢者や子育て

世代にとって健康で快適な生活を確保し、持続可能な都市計画を確保するため、20年から30年後を見据え、コンパクトなまちづくり構想を目的として計画を策定するものである。内容としては、鉄道駅を中心に拠点を設定し、周辺に医療機関や商業施設等、都市機能を誘導し、その外側に住民が暮らす居住誘導区域を設けるため、住民にとって便利で住みよくなるためのコンパクトなまちづくりを目指す計画を策定するための調査委託料である。



▲全国モデルのコンパクトシティ イメージ図

問 なぜこのような計画をしなければならぬのか。

答 本年7月に国交省による法律が施行され、コンパクトシティを造る構想で、公共交通がある場所を中心として、市街化地域を形成するため、住居を集め、高齢者にやさしく、市民が生活しやすいまちづくりを計画

すれば、後年度に補助金を受けることが出来るものであり、本市でも、忍海地区、新庄地区、尺土地区等において実施を考えている。この法律では、サービス付き高齢者向け住宅を建てる民間業者に対し、国及び市が補助金交付等により支援を行う仕組みになっているが、法律の適用を受けるには、準備が必要であり、まず、そのためのコンサルティング費用を用意し、来年に計画を策定するという運びにしたい。

討論なし。

本委員会の所管事項の調査

「地域活性化事業 新道の駅建設事業」について

理事者から、ハード面では、「建築物の設計に関する進捗状況として、地域振興棟、道路情報棟、そして、その他駐輪場の1階床面積の合計は2,518.87平方メートル、2階床面積の合計は688.32平方メートル、計3,207.19平方メートルで、2階部分については現在調整中である。また、建築面積は3,261.68平方メートルで、建物の底部分の設計が調整中であり、幾分増える

予定である。」との報告があった。

また、ソフト面では「現在、新会社による、道の駅かつらぎ運営基本構想(案)として、整備の目的、運営計画の策定、運営事業者の考え方をはじめ、新会社の概要、資本金及び出資構成、また、法人形態・役割構成について協議されており、概ね固まりつつある。」との報告があった。

問 新市建設計画変更の地域活性化事業で、平成24年6月では約18億3,800万円だが、平成26年12月では約20億5,800万円と、約2億円増えているが、その内容は。

答 事業費では、委託料、建築物の工事費、用地補償費が約3億円増え、建物を除く工事費が約6,300万円減っている。また、人件費は約2,400万円減っており、合計2億1,000万円増えている。また、建築面積も平成24年6月は、2,210平方メートルであったが、平成26年12月では3,262平方メートルと、1,052平方メートル増えている。

「尺土駅前周辺整備事業に関する事項」について

理事者からは、「平成26年度は用

地買収に専念しているものの、新たに契約に至ったところはないが、契約間近まで交渉できているところがある。」という報告を受けた。

委員からは、「尺土駅前周辺整備事業というのは、葛城市が合併した時の象徴的な大きな事業であり、合併10周年を迎え完遂してほしかった。しかし、なかなか用地交渉が厳しいという事ではあるが、葛城市の核となる特急停車駅でもある駅前整備事業であり、地元大字はもちろん、市民が一番望むべき事業であるので、一日でも早く整備していただきたい。」という要望があった。

「行財政改革に関する事項」について

本件については、本委員会への付託議案である議第46号 新市建設計画の変更について審査したので、理事者側からの報告はなかった。

「公共バスの運行」について

理事者からは、「住民の皆様は公共交通の利用実態やご意見をお伺いし、今後の計画づくりに反映していくために、無作為に3,000世帯を抽出し、12月24日締め切りでアン

ケート調査を実施している。」という報告を受け、そのアンケートの設問についても説明があった。



▲常任委員会の様子

厚生文教常任委員会 報告

12月17日開催

付託された、12議案及び、本委員会所管の調査案件について、左記のとおり審査しました。

議第47号「葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定することについて」

質疑、討論なし。

議第48号「葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を制定することについて」

問 センターの行う業務に従事する職員に関する基準として、第一号被保険者数が3,000人以上6,000人未満の場合は、原則として、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員等をそれぞれ1名ずつ置かななくてはならないことになっているが、本市の第一号被保険者数は、

答 現在の第一号被保険者数は、9,000人を超えている。

問 現在の配置人員は、どうなっているか。また、それに対する所見等

答 社会福祉士が2名、保健師が1名、主任介護支援専門員1名が勤務している。また、平成27年度に主任介護支援専門員の資格を得る者が1名おり、今後もこれらの資格を有する者の採用に努めてまいるとともに地域介護のあり方について何が一番いいのかを検討する。

討論なし。

議第52号「葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて」

問 保険給付及び事業内容について説明願いたい。

答 出産育児一時金は、出産時に保険者より42万円が支給され、うち、39万円は出産費用にかかるもの、残り3万円が産科医療補償制度にかかるものとして支給されるものである。今回、今後の年間出産者数及び現在の産科医療補償制度の収支状況を勘案し、掛金が3万円から1万6千円に引き下げられた一方、出産にかかる費用がかさんでいる状況にあるので、給付が40万4千円に引上げられ、その結果、支給合計額は今までと変わらず、42万円である。

産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償、脳性麻痺の原因分析、及び再発防止やこれら原因とした紛争の防止や早期解決、産科医療の質を向上させることを目的として、平成21年1月に創設されたものである。

制度が創設された平成21年から遅くとも5年後を目途に適宜必要な見直しを行うこととされていたため、原因分析や調整のあり方等、議論を

行った結果を今回、上程し、平成27年1月より施行をお願いするものである。

討論なし。



議第53号「葛城市水洗便所改造助成条例の一部を改正することについて」

問 これまでに助成を受けた戸数、あるいは、受けられなかった戸数、及び今後、助成対象となる戸数は。

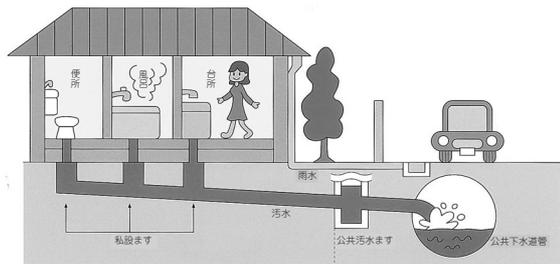
答 平成16年10月の合併以降、助成の対象となったのは、618戸であり、対象にならなかったのは、680戸である。平成27年4月1日より助成の対象となる戸数は、平成25年度末時点での1,785戸あるが、平成26年度、39戸が下水道に接続されているので、1,746戸である。

問 対象外となった方への救済措置の検討はされなかったのか、また、事業の期間を延長される可能性はあるのか。

答 条例を遡って救済するとなると、1戸あたり5万円を680戸に對し、計3,400万円を支出しなければならぬ。下水道事業特別会計より直ちにそのような財源を捻出することは大変厳しい。

条例が施行されてから3年間は周知等、準備のための期間をみており、効果が大きく見られれば、この先に延長することも考えられるので、今後検討してまいりたい。

討論なし。



議第55号 「平成26年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について」

質疑、討論なし。

議第56号 「平成26年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について」

問 奈良県が設置する介護保険財政安定化基金からの借り入れ限度額が廃止された理由は。

答 当初は、平成25年度中に介護給付費準備基金から8,474万7千円を取り崩す予定をしていたが、4,852万3千円で決算することができたので、借り入れする必要がなくなったので地方債補正を廃止した。

問 平成26年度末の介護給付費準備基金の残高はいくらになる予定か。

答 このままの状態では介護給付費が推移すると仮定すると、2,980万円の残高となる見込みである。

問 認知症ケア向上推進事業の内容と委託先について教えてほしい。

答 内容については、地域支援事業のひとつとして、認知症患者がいる家族に対する支援を推進するため、認知症カフェをグループホーム悠久

の里に委託して月1回から2回開催し、認知症の人とその家族、地域住民、専門職がつどい、認知症の人を支える繋がりや支援し、家族の介護負担を軽減するものである。

この事業は、平成27年度からの実施を予定していたが、県から追加要望の打診があったため、補正予算で追加要望をさせてもらった。初めての事業なので、まずはグループホームの入所者とその家族を中心に行い、徐々に他の認知症患者やその家族など対象者を広げて支援をしていきたいと考えている。

討論なし。

議第57号 「平成26年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」

質疑、討論なし。

議第58号 「平成26年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について」

問 学校給食センター調理・配送等業務委託事業について、6力年事業の債務負担行為として5億2,400

0万円が設定されているが、その内容や根拠などについて教えてほしい。また、業務委託によるメリット、デメリットについてどのように考えているのか。

答 債務負担行為の金額設定については、6社から聞き取り調査をし、最高額と最低額を除いた4社の平均額である。

また、債務負担を設定した経緯については、平成26年度末に学校給食センター完成を予定しているが、給食を業務委託する場合、移行の準備期間や現行の調理員の雇用の問題等もあり、給食サービスを開始するのに最適な時期については、平成27年度の2学期からという事で検討した。

業者選定業務において、平成26年度にプロポーザル方式で選定するにあたっては、契約事務の一連の事前行為にあたるため、今年度中に何らかの予算措置をする必要がある中で、補正することになったが、継続費補正か債務負担行為については、

財政当局と相談した結果、予算の年次割が確定している工事費などは継続費補正が適しているが、今回の委託料は概算として複数年に渡って考えているので、上限額を定めた中で予算組みということで債務負担を

設定させていただいた。

次に、民間に業務委託をすることによるメリットについては、学校栄養教諭の業務が、個々の調理員への直接指導から離れるため、給食全般の管理・監督、食育推進に徹することができる点や正規職員及び臨時職員の人事管理業務がなくなり、事務の軽減が図れ、給食業務に係る人件費を中心に経費の節減が図れる点、また、柔軟な人員配置ができ、民間の実績やノウハウを生かした多様な給食づくりが期待できる点などが挙げられる。

一方、デメリットとしては、倒産による撤退の危険性があったり、現行法上、学校栄養教諭が受託業者の個々の調理員に対して直接指示ができないため、業務上の指示命令が伝わりにくいことなどが想定されるが、仕様書に履行保証人の設定や管理責任者のこと、連絡を密にすることなどを明記して業務に支障が出ないようにする。

討論なし。

議第60号 「平成26年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」

若干の質疑あり、討論なし。

議第61号「平成26年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決について」

質疑、討論なし。

議第62号「平成26年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」

質疑、討論なし。

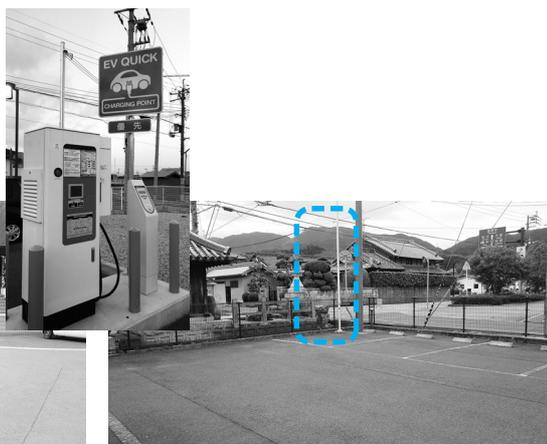
議第54号「平成26年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について」

問 環境衛生費の中の工事請負費の内容について教えてほしい。

答 工事請負費については、電気自動車用の急速充電器を設置する費用であり、新庄地区には、民間業者によって2カ所が整備されるので、今回、市が設置する場所については、當麻地区にある『道の駅ふたかみパーク當麻』及び『相撲館』の2カ所に設置する予定である。この事業は、次世代自動車の普及を目的に国などが補助金を交付している事業であ

る。補助金の内訳は、『一般社団法人 次世代自動車振興センター』が約3分の2、自動車メーカー4社による団体が残りの約3分の1の補助を行うので、最終的に市が負担するのは、消費税分の約160万円である。

討論なし。



▲相撲館駐車場（設置予定場所）



▲ふたかみパーク當麻（設置予定場所）

本委員会の所管事項の調査

「新クリーンセンター建設にかかる諸事業について」

理事者からは、まず、建築工事の現在の状況について、「地下掘削を行う際の湧水を防止し、掘削時に地盤が崩れないように薬注処理をしており、しばらく続けた後、地下部分の掘削工事を行っていく。今後も新庄クリーンセンターの老朽化のこともあるので、新クリーンセンターの一日でも早い完成を目指して工事を進めてまいりたい。」という報告を受けた。

また、新クリーンセンターに関わる、県を相手取った裁判の経過についても報告を受けた。

「葛城市学校給食センター」

理事者からは、前回開催した委員会以降の事業進捗について説明があり、ハード面については、「平成27年3月の竣工に向けて工事を行っており、現在、基礎工事が終わり、鉄骨の組み立てを行っている。」という報告があった。ソフト面については、11月28日に開催した学校給食運営委員会の内容や地産地消の取り組

みの現状について報告があった。

なお、今後の予定については、「12月末に給食業務委託審査委員会を開催し、その中で業務委託の仕様書案などを示した後、一般公募を行い、2月にかけて、業者選定にあたっての交渉優先権者をプロポーザル方式によって決めていきたいと考えている。」という内容であった。



▶葛城市学校給食センターの工事の様子

新道の駅建設の賛否を問う住民投票条例は、 白熱な議論の結果、賛成少数で否決となる

提案者の説明（要旨）

平成26年12月16日に、葛城市緑の風の会が、6,700名以上の署名による新・道の駅建設事業計画の凍結を求める要望書を、市長、議長あてに提出された。

私たち議員は、数多くの市民の声を行政に伝えることを仕事としており、4名の賛成者とともに、地域活性化事業・新道の駅を建設することについて、その賛否を市民に問うことを目的として本条例を制定することについて議員提案した。



▼提案者への質疑▲

質疑 この事業はすでに平成25年第四回定例会において、（仮称）道の駅かつらぎ整備事業促進に関する請願について議決採択されている。

そもそも議会の議決とは、議会全体の統一した意思として、たとえ議決に反対の意思を表明した議員であっても成立した議決に従わなければならないとされているが。

答 議決の重要性は確かにわかっている。ただ市民の皆さんの声を本当にこの議会、この議決が代弁しているのかという事は慎重でなければならぬ。今回提出したのは、反対ですという条例案ではない。市民の皆さんに、建設計画に対して賛成ですか反対ですか、皆さんの声を聞かして下さいというものである。

質疑 事業促進請願採択の議決後、提案者と4名の賛成者は、みどりの風の会と一緒に積極的に凍結を求める署名活動を展開されていると認識するが。

答 4月20日にあかねホールで行った我々有志の市政報告会において、道の駅に関する意見が多く出て、なんとかならないのかという意見に対して出た方法が署名活動であった。その後半年間、我々議員が運動を続けてきて6,700名の凍結を求める声をいただいた。しかし、葛城市の人口は37,018人です。住民投票によって、賛成が多ければやるべきであり、もしそれが要らないという事であれば、もつと違う場面に使われるべきと考える。今回問うているのは、市民の気持ちであり、それが議会として大切ではないか。

質疑 事業を凍結した場合の行財政への影響としては、ハード面では期間内に完了しない場合補助金の全額返還、ソフト面においても今後の地域活性化への影響、また住民投票にかかる経費として、約1,000万円となるが。

答 その事業に変わる事業をやればよいと考えている。

質疑 この条例は、急遽提出されたが、本気にこれをやるのであればもう少し早い時期に議論の場に付すべきではないか。

答 市民団体の署名を出されて、行政サイドの返答を聞いたうえで提出したのでこの時期になった。

▼討論▲

反対議員 この道の駅の事業については、整備促進に関する請願、建設計画に関する予算、決算合わせて慎重に審議して議会の議決をされている。また、「當麻の家」が1つあるから2つは足りない。という事に關しては、請願の中でも「當麻の家」は賛同者となっており、両者が共同で取り組み市場の拡大をして行こうとされている。

賛成議員 山麓地域整備基本計画を無視し、計画になかった新道の駅事業を進めてきた。市民からは「そのまま進めるのか」、「すでに1つあるのにそこを有効に活用すれば」、「もつとほかに税金を使つてほしい」などが建設に関する疑問の声を投げかけられた。これほどまでに市民の方の関心が高い中で、賛否を問う住民投票を行うことについては、ごく自然で必然的であると考えている。

反対議員 今回の提案は、議会には結論を出す能力がないので、判断は市民に任せよという事につながり、市民の信託を受け、市民の代表

である議員自らの職務を放棄するよ
うなものだ。

賛成議員 この事業は、当初の計
画から、事業費用が多額になってお
り、事業内容においてもところ変
わってきている。

反対議員 一見市民の判断に委ね
る住民投票は、民主主義的な手続き
に思えるが、市民に選出された議員
が決定した議決を住民投票に結論を
求めるのは議員自らの職務放棄とし
か思えない。我々議員は住民全体の
代表者であって一部の奉仕者ではな
い。議員たる者は物事の本質を見抜
く慧眼をもつて活動するべきであり、
このようなことは議会の審議に対す
る評価をおとしめることにつながる。

賛成議員 住民投票とは、住民の
意思というものを直接確認するため
の手段で、市長や議会と対立するも
のでないとされている。また、こう
いった議論が高まってきたものにつ
いては、市民の市政参画、直接参加
というものを促進するという意味か
ら価値のあるものではないか。たと
えこの住民投票の結果として推進と
いうものが少なかったとしても、市
長がこれを真摯に受け止め、尊重す
るという形で予算を提出してくるの
であれば私も前向きに行くこともや

ぶさかではないと考えている。まず
は市民の声をしっかりと聞いていた
だきたい。

反対議員 この発議がもつと早い
時期に出れば考えられるが、今はも
うその時期ではない。

賛成議員 平成16年10月の議会に
おいて議決されたのは、新市建設計
画には道の駅はなかった。その後山
麓地域整備基本計画策定された。と
ころがその後21年7月に地域活性化
(仮称)道の駅計画検討委員会が設
置され、23年10月にこの事業の計画
案が初めて議会の都市産業常任委員
会に調査事項として提案された。そ
の後内容がころころ変わり現在に至
っている。本来、議会が行政をチェ
ックする役割を果たせば、このよう
なずさんな事業は見直され、凍結さ
れて当然である。憲法第92条では、
地方自治の本旨として、そのまちの
ことはそのまちの住民の意思に基づ
いて決定する。そして、その住民の
意思に基づいて、行政が国から独立
して自主性をもって実践するとなっ
ている。大原則は住民が主人公であ
り、住民の意思に基づいて最終的に
は意思決定をされるべきである。議
会がその役割を果たせないのであれ
ば、これは当然のことである。

議会トピックス

厚生文教常任委員会協議会で 市内2施設を視察!

去る平成26年11月21日、厚生文教
常任委員会では所管の調査事業案件
である「新クリーンセンター」並び
に「学校給食センター」の建設現場
を協議会視察として訪問し、建設従
事者及び当該部局の職員から工事進
捗状況等詳しく説明を受けました。

「新クリーンセンター」の進捗状況
では、建物の建築確認や自然公園法
による建築許可が承認されたこと
で現在、地下掘削のための土留め工
事を実施しており、地下掘削工事が
続く予定であると報告を受けました。



▲「新クリーンセンター」建設現場視察

また、「学校給食センター」の進
捗状況では、基礎部分の工事が終了
し建物部分の鉄骨が組まれている状
況であり、2月下旬にはほぼ建物は
完成する見込みであると報告を受け
ました。

各委員からも質問があり、一日も
早い完成を願う想いをそれぞれの立
場で語り合う良い機会となりました。
工事の安全を祈り無事竣工を期
待しております。



▲「学校給食センター」建設現場視察

平成27年消防出初式に 参列しました

このたび、平成27年新春を寿ぐ、葛城市及び奈良県消防協会葛城支部主催の消防出初式が新庄第二健民運動場で開催され市議会からも多くの議員が参列致しました。当日は寒風が吹く厳しい寒さでありましたが、市内各分団から分団長をはじめとする全団員が揃い、新しい年の安全・安心の暮らしを守る決意を込めた真剣な眼差しで式が挙行されていきました。市長、消防団長からの挨拶に続き、下村議長が祝辞を述べ、「平素より身を挺して任務を全うし、市民の生命・身体・財産を守ろうという強い責任感のもと、日夜、訓練に励まれ、献身的な活動を続けられておられることに対し、改めて感謝と敬意を表するものであります。皆様におかれましては、今後とも、地域防災における第一線の活動組織として高い誇りを持ち、その職務の重要性を深く認識され、市民の安全を守るために、より一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。」と挨拶を結びました。議会と致しましては防災・減災対策に一層議論を重ねてまいります。

愛知県愛西市から 行政視察に議会へ来訪!

このたび、平成27年1月19日午後より愛知県愛西市議会から行政視察として本市議会へ愛西市議会正副議長を始め議会運営委員会の委員の方々が来訪されました。

愛西市については平成20年に議会運営委員会、また平成24年には議会全員視察研修で訪問したまちであります。応対した本市議会、正副議長、議会運営委員会正副委員長を代表して視察研修に先立ち下村議長が歓迎の挨拶を行い、愛西市からは議会運営委員長が訪問趣旨を述べられ、両議会の議会運営についてその変遷と経過など互いの課題を議論する研修となりました。約90分の研修でありましたが、市民の負託を受けた議員としての二元代表制である議会の言論の場をいかに市民に開かれた議会運営であるかどうかを両市の議会が見つめ直すよい機会であったと思います。

愛西市議会のより一層のご活躍を願うとともにこれからも本市議会として円滑な議会運営に努めてまいります。



▲愛西市議会のみなさん

議会だより編集委員会からの お知らせ

このたび、昨年11月の役員改選に伴い、議会だより編集委員会の委員構成が変わりました。大幅に委員が入れ替わり、新たに編集委員に就任した議員も多く、創刊号から携わった委員の苦勞に感謝しつつ、これからも議論の内容や議会での公務等をつぶさに掲載することを心がけ、誌面の充実を図ってまいります。

多くの市民読者に愛される「議会だより」であるよう更に研鑽と努力をしながら編集してまいりますので今後とも宜しくお願ひ致します。



議会だより編集委員会

委員長	朝岡佐一郎
副委員長	増田 順弘
委員	内野 悦子
〃	川村 優子
〃	西川 朗
〃	西井 覚
〃	藤井本 浩

◇次号の議会だより(6月1日発行予定)は、3月定例会の概要などをお知らせします。